

議案第46号

所沢市税条例の一部を改正する条例制定について

所沢市税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年 6月 1日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市税条例の一部を改正する条例

所沢市税条例（昭和25年告示第76号）の一部を次のように改正する。

第27条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第32条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によつて」を「により」に改める。

第33条の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「当該納税義務者」を「、当該納税義務者」に、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「当該給与所得者について」を「、当該給与所得者について」に改め、同条第5項本文中「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に、「納税義務者から」を「当該納税義務者から」に、「当該納税義務者」を「その者」に改める。

第33条の9第1項中「によつて」を「により」に、「なつた場合においては」を「なつた場合には」に、「その特別徴収」を「、その特別徴収」に、「においては、それぞれ」を「にはそれぞれ」に、「においては、直ちに普通徴収」を「には直ちに、普通徴収」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第33条の9の2第1項中「（特別徴収の方法によつて）」を「（特別徴収の方法により）」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第33条の9の5において同じ。）」を加え、「により特別徴収の方法によつて」を「に

より特別徴収の方法により」に、「際に特別徴収の方法によつて」を「際に特別徴収の方法により」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第33条の9の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第71条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第10条の3に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の4中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又

は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、
3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の3第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第71条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の所沢市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第27条の9第2項並びに第30条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第32条、第33条の2、第33条の9、第33条の9の2及び第33条の9の6の改正規定並びに附則第15条の3第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第28条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の所沢市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用

し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第28条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき所沢市税条例第28条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第3条 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第10条の2の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例第71条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。